

日本臨床宗教師会ニュースレター

第15号

能登半島地震支援について

2024年1月1日午後4時10分、石川県能登半島地下16kmで能登半島地震が発生した。気象庁の発表では、マグニチュードは7.6、輪島市門前町と羽咋郡志賀町では震度7が観測された。

まず初めに、中部臨床宗教師会（以下「当会」）としてこの地震の支援活動を行うこととして、支援金を募ったところ、多くの団体、個人の皆様から支援金をいただいたこととお礼申し上げます。

石川県には、当会の3名の会員が居住し、特にK会員とF会員の2名が大きな被害を受けており、避難生活を送っているという情報を得て、1月7日（日）、私と当会事務局員2名でM会員とF会員のいる志賀町に支援物資（紙おむつ、簡易食、ブルーシート、飲料水等）を持って訪問した。

M会員は自宅の一部を改修し、傾聴喫茶「夢小屋23」を開設している。また、当会の会員他で組織する「ひだ慈愛会」の会員も、当日早朝から被災地を訪問しており、M会員宅で合流した。今後は、夢小屋23を活動の拠点にすべく話し合った。

その後、志賀町立富来小学校の避難所にいるF会員を訪ね、支援物資を届けた。穴水より以北は、自衛隊や緊急車両などが優先して通行しているため、道路の通行規制があり、F会員宅への訪問を断念した。

この日の訪問にあたり、当会の事務局のある大垣市のメディカルシェアハウス「アミターバ」には、大垣市や同市近隣の会員、アミターバのスタッフなどから支援物資がアミターバに寄せられており、1回の訪問では車に載せきれないほどの物資が集まった。



能登半島地震支援について	p. 1
資格制度細則の改定	p. 4
教育プログラム細則の改定	p. 4
令和6年度総会	p. 4
令和5年度第1回理事会議事録	p. 8
令和5年度第2回臨時理事会議事録	p. 13
令和5年度第3回臨時理事会議事録	p. 16
令和5年度第4回理事会議事録	p. 17
臨床宗教師の宗教的ケアについて	p. 22



1月13日(土)には私と事務局長で、前回の訪問で運搬できなかった物資を持って訪問した。この時の訪問では、ブルーシートと携帯トイレが不足しているという情報を得てそれらも購入し、志賀町へ向かった。途中で、七尾市のK会員と道の駅のと千里浜で合流。依頼のあった携帯トイレ・ポリバケツなど一部を渡すが、お聞きすると被害は深刻であった。その後、M会員宅を訪ね情報収集を行い、志賀町活性化センターで支援物資を志賀町役場スタッフに手渡した。今後の支援についてM会員と協議し、M会員の傾聴喫茶を前面に出し、中部臨床宗教師会が

バックアップ、当会の愛知・岐阜・三重の3つのカフェデモンクとM会員の傾聴カフェとコラボレーションしていくこととした。

2月12日(月)には私と事務局員2名で3度目となる能登半島訪問を行い、今後の具体的支援方法について話し合い、今後の支援日程は次のとおり行う案を策定した。開催場所は、志賀町仮設住宅と志賀町活性化センターである。

- ① 3月30日(土) 三重チーム (Café de Monk in Mie)
- ② 4月13日(土) 名古屋チーム (カフェデモンクなごやか)
- ③ 4月21日(日) 岐阜チーム (カフェデモンク水都・おおがき)
- ④ 5月25日(土) 三重チーム (Café de Monk in Mie)



この案と今後の活動方針については、3月16日(土)、当会の役員会と総会において報告し、承認された。

また、支援活動に必要な経費について、当初は当会の会計予算の範囲内で行う予定であったが、支援活動が長期にわたる可能性があり、当会の予算規模では資金が枯渇することが想定されたため、広く支援金を募ることとした。現在も支援金の募集は継続しており、支援金振込口座は末尾のとおりである。

当会と夢小屋23がコラボする傾聴カ

フェは、3月から5月までは、志賀町活性化センターに開設されていた避難所に避難していた住民や行政窓口のある活性化センターに来訪する住民を対象に、同センターの玄関前スペースにおいて開いていたが、同センターの避難所が5月末で閉鎖されたため、6月からの傾聴カフェは、志賀町が開設する仮設住宅の集会所を会場として実施することになった。6月以降のカフェの予定は次の通りである。開催場所は、志賀町仮設住宅と志賀町第2団地内集会所である。

- ⑤ 6月2日(日) 岐阜チーム (カフェデモンク水都・おおがき)
- ⑥ 6月9日(日) 三重チーム (Café de Monk in Mie)





- ⑦ 6月16日(日) 名古屋チーム (カフェデモンクなごやか)
- ⑧ 7月7日(日) 岐阜チーム (カフェデモンク水都・おおがき)
- ⑨ 7月20日(土) 三重チーム (Café de Monk in Mie)

本稿執筆時点では、とぎ第2団地集会所でのカフェは2回終了している。3月から5月に実施した志賀町活性化センターの避難所でのカフェでは、玄関前のオープンスペースということもあり、ゆっくりと話し込んでいく方は少なく、短い時間で近況を話される場合が多かったが、とぎ第2団地内集会所では、室内に机とイスを配置し、ゆっくりと会話をできる設定にしたため、オープン早々から来られる方もおり、小グループで臨床宗教師に対し、慣れない仮設住宅での悩み、買い物の不便さ、地震当日の状況、全壊した自宅の状況などを話されていた。

仮設住宅は2年間で期限となっているため、当面は、とぎ第2団地を会場としたカフェを7月まで継続し、開催結果を検証したうえで、今後のカフェ開設の方向性を検討する予定である。能登半島では志賀町以外でも被害が大きい市町があり、それらのすべての市町でカフェを開設し支援することはできないが、情報収集をしながら、いわゆる奥能登と呼ばれる能登半島北部への進展を考えていく。



【支援金振込口座】

十六銀行 (銀行コード0153)
 赤坂支店 (店番211)
 普通貯金 口座番号 1413127
 名義 中部臨床宗教師会 (チュウ
 ブリンショウシュウキョウシカイ)

2024年6月
 中部臨床宗教師会会長
 坂野 大徹

資格制度細則の改定

修了者の新規資格申請について、資格制度細則第7条第1項第3号を以下のように改定し、赤字箇所「3年」を「2年」と改めました。

(3) 宗教者（信徒の相談に応じる立場にある者）としての実務経験を、認定教育プログラムを受講開始時点で**2年**以上有する者。

また、修了者・特別枠とも資格申請時に提出する「宗教者実務経験証明書」の記載内容についても次のように変更しました。——SICJ資格07宗教者実務経験証明書見本では、これまで①宗教者としての経歴、②よくある相談の例、のほか③宗教者としての相談事例を記載することになっていました。③について「臨床宗教師の教育プログラムの学びを活かした相談内容」について記載するよう改めました。

教育プログラム細則の改定

教育プログラム細則第6条(5)(6)を改定し、赤字箇所のように以下の(5)を追加し、(6)の内容を現状に合うよう修正し、条文末尾の米印以下を削除しました。

(5) **教育プログラム実施に関わる倫理委員会設置**

(6) 宗教活動がそのまますべてスピリチュアルケアであるとする理解は、臨床宗教師倫理綱領・倫理規約(ガイドライン)の内容と矛盾することに留意して、上記(1)～(4)には以下の①～⑤の教育内容をすべて含むものとする

- ① 臨床宗教師倫理綱領・倫理規約(ガイドライン)に関する講義
- ② 「民間信仰論」「現代宗教論」など、特定の宗教観を越えて現代人の宗教観を概観する講義
- ③ 「宗教間対話」や「宗教協力」に関する講義、演習もしくは実習
- ④ 公共空間において実施され、個人面談を主目的とする実習
- ⑤ 実習での体験を振り返るための実習指導

※ただし、平成30年2月の申請時までには上記②の講義を受講していない修了者は、平成32年3月までに修了した教育組織において当該の講義を1時間以上受講し、当該の教育組織を通して受講証明書を提出することとする

令和6年度総会

フォローアップ研修を対面参加に戻したことに伴い、総会も対面参加として、4月14日(日)に東北大学川内南キャンパス文学研究科棟135教室で開催しました。

役員・委員会について

役員任期まで1年を残していますが、杉岡理事が2月に逝去された他、4月13日(土)の理事会までに金田副会長と篠原理事より役員退任の意思が示されました。3名の理事が退任となりますが、残り任期に理事の補充はせずに、委員の補充だけ行うこととなりました。赤字箇所は新任・交代です。

役員

会長 鎌田東二(京都大学名誉教授)
副会長 大下大圓(日本スピリチュアルケア
ワーカー協会)

瀧口俊子(放送大学名誉教授)

沼口 諭(沼口医院)

顧問 石井研士(國學院大学)

伊藤文雄(元・ルーテル神学校)

窪寺俊之(兵庫大学)

鈴木岩弓(東北大学名誉教授)

高木慶子(上智大学グリーンケア研究所
名誉所長)

事務局長 谷山洋三(東北大学)

事務局次長 鍋島直樹(龍谷大学)

理事 足立隆巖(北海道臨床宗教師会)

井川裕覚(関東臨床宗教師会)

池内龍太郎(いけのうち内科精神科
クリニック)

伊藤雅之(愛知学院大学)

大村哲夫(上智大学)

葛西賢太(上智大学)

黒川雅代子(龍谷大学)

小西達也(武蔵野大学)

坂野大徹(中部臨床宗教師会)

佐藤慶太(鶴見大学)

曾根宣雄(大正大学)

童銅啓純(四国臨床宗教師会)

野々日月泉(真宗大谷派僧侶)

榊野統胤(中国地方臨床宗教師会)

松本峰哲(種智院大学)

松谷寛元(東北臨床宗教師会)

森田敬史(関西臨床宗教師会)

吉尾天声（九州臨床宗教師会）
 監事 柏木哲夫（淀川キリスト教病院）
 島蘭 進（東京大学名誉教授）

委員会

(1)資格認定委員会
 委員長：小西達也
 副委員長：瀧口俊子、**沼口論**
 事務局サポート（鍋島直樹、高橋原、谷山洋三）
 顧問：柏木哲夫

(2)研究委員会
 委員長：曾根宣雄
 副委員長：鍋島直樹
 委員：伊藤雅之、佐藤慶太、井川裕覚、
 池内龍太郎、高橋悦堂
 事務局サポート（井川裕覚、高橋悦堂）

(3)倫理委員会
 委員長：瀧口俊子
 副委員長：大村哲夫
 委員：男性1名、女性2名

(4)継続教育委員会
 委員長：大下大圓
 委員：松本峰哲、榊野統胤、森田敬史
 事務局サポート（打本弘祐、谷山洋三）

(5)教育プログラム認定委員会
 委員長：沼口論
 委員：鍋島直樹、谷山洋三

(6)運営委員会
 委員長：鎌田東二
 委員：大下大圓、瀧口俊子、沼口論
 事務局サポート（谷山洋三、鍋島直樹、高橋原）
 顧問：島蘭進、柏木哲夫

(7)全国連携委員会
委員長代行：野々目月泉
 委員：足立隆巖、松谷寛元、井川裕覚、
 坂野大徹、森田敬史、榊野統胤、
 童銅啓純、吉尾天声
 事務局サポート（高橋原）
 顧問：島蘭進

(8)編集委員会

収支決算書

(令和5年1月1日～令和5年12月31日)

(単位＝円)

科目	予算額	決算額	差異
I 収入の部			
1. 会費収入	¥ 1,800,000	¥ 1,415,500	¥ -384,500
2. 資格認定料	¥ 800,000	¥ 420,000	¥ -380,000
3. 研修参加料	¥ 75,000	¥ 64,500	¥ -10,500
4. 寄附金収入	¥ -	¥ -	¥ -
5. 助成金収入	¥ -	¥ -	¥ -
6. 懇親会収入	¥ -	¥ -	¥ -
7. 雑収入（法人税還付金）	¥ 50,000	¥ 50,000	¥ -
8. 受取利息	¥ 60	¥ 71	¥ 11
収入合計(A)	¥ 2,725,060	¥ 1,950,071	¥ -774,989
II 支出の部			
1. 会議費	¥ 800,000	¥ 313,144	¥ -486,856
2. 通信費	¥ 150,000	¥ 102,388	¥ -47,612
3. 懇親会費	¥ -	¥ -	¥ -
4. 接待交際費	¥ 10,000	¥ -	¥ -10,000
5. 印刷製本費	¥ 300,000	¥ 427,862	¥ 127,862
6. 支払報酬	¥ 800,000	¥ 1,009,575	¥ 209,575
7. 事務費	¥ 100,000	¥ 121,873	¥ 21,873
8. 雑費	¥ 30,000	¥ 18,438	¥ -11,562
9. 法人税	¥ 50,000	¥ 50,000	¥ -
支出合計(B)	¥ 2,240,000	¥ 2,043,280	¥ -196,720
当期収支差額(C=A-B)	¥ 485,060	¥ -93,209	¥ -578,269
前期繰越収支差額(D)	¥ 9,856,642	¥ 9,856,642	¥ -
次期繰越収支差額(C+D)	¥10,341,702	¥ 9,763,433	¥ -578,269

※1 新規資格認定料＋資格更新料

※2 比較臨床宗教講座開催費用を含む

※3 弁護士・行政書士・事務員・シンポジウム登壇者謝礼

委員長：鎌田東二
事務局サポート（高橋原）
顧問：島蘭進

令和5年度事業報告・決算報告

- ・第7回フォローアップ研修 令和5年3月6日 龍谷大学（オンライン）
- ・第8回総会 令和5年3月27日 東北大学（オンラインフォーム等で議決権行使）
- ・特別シンポジウム「岡部健と臨床宗教師の10年」 令和5年5月20日（仙台、ハイブリッド）
- ・第12回資格認定（修了者5名／返上4名／剥奪4名／停止4名：総計211名）
- ・第2回資格更新受付 令和5年6月～7月
- ・第13回資格認定（修了者8名／失効7名：総計212名）
- ・第3回資格更新受付 令和5年11月～12月
- ・第12回教育プログラム認定（プログラム1団体取り下げ、登録指導者1名抹消）
- ・第13回教育プログラム認定（なし）
- ・第1回理事会 令和5年3月5日 オンライン
- ・第2回臨時理事会 令和5年4月12日 オンライン
- ・第3回臨時理事会 令和5年7月6日 オンライン
- ・第4回理事会 令和5年9月10日 オンライン

令和6年度事業計画・予算

- ・第8回フォローアップ研修 令和6年4月14日 東北大学（対面）
- ・第9回総会 令和6年4月14日 東北大学（対面）
- ・第14回資格認定（更新4名／猶予5名／修了者5名／返上7名／停止2名：総計210名）
- ・第4回資格更新受付 令和6年6月～7月
- ・第15回資格認定
- ・第5回資格更新受付 令和6年11月～12月
- ・第14回教育プログラム認定（登録指導者1名新規登録）
- ・第15回教育プログラム認定
- ・第1回理事会 令和6年4月13日 ハイブリッド
- ・第2回臨時理事会 令和6年7月28日 オンライン
- ・第3回理事会 令和6年9月頃 オンライン
- ・第4回臨時理事会 令和6年11月頃

会員数の報告

入会者数：正会員18名、賛助会員(個人)1名。退会者数：正会員20名。合計して2024年4月14日現在の会員数は、正会員300名、准会員3名、賛助会員(個人)6名、賛助会員(団体)13団体、顧問5名となりました。

＜入会者＞ 佐藤徳郎、石山祥道、楠應知、本郷良一、森智崇、齋藤信悟、吉村真樹子、曾場浩代、武政奈保子、植田登、北原隆世、新井紀孝、岩倉健太、船岡芳英、加隈隆照、伊藤奈保子（妙譽）、渡邊慧海、清野宏道、田中俊光（以上正会員）

＜正会員から賛助会員(個人)へ＞ 東谷宗弘

＜退会者＞ 山口達也(達空)、井出存祐、渡邊激洋(洋子)、成井阿里、西村沙羅、千田明寛、近藤要、小牟田昌彦、山村正範、綾弘司、三谷靖法、天野和公、杉岡孝紀、松壽謙宜、関孝英、山下善輝、横田恵覚、稲本潤法、古賀恵（以上正会員）

認定臨床宗教師

認定臨床宗教師の認定について、修了者16名、資格更新者5名、資格更新猶予者5名、資格失効者15名、資格停止者2名を承認しました。

＜認定者＞ 諫山憲司、尾形圭照、河原清志、石山祥道、楠應知、齋藤信悟、佐藤徳郎、曾場浩代、本郷良一、森智崇、吉村真樹子、新井紀孝、伊藤奈保子、北原隆世、武政奈保子、鍋島直樹（以上、修了者）

＜資格更新者＞ 米本智昭、栗部秀道、佐藤琢麻、南部松見、坂野大徹

＜資格更新猶予者＞ 高橋一天、成田慶信、北條真美恵、三浦賢翁（以上12ヶ月猶予）、丹羽隆浩、釜田隆介（以上24ヶ月猶予）、糸川定伸、山崎裕照（以上36ヶ月猶予）

＜資格失効者＞ 福田常男、山下善輝、岩佐隆昇、袖山英里、植木智祐、小牟田昌彦、綾弘司、三谷靖法、天野和公、川島啓介、河野清麿、横田恵覚、渡辺味比、松島龍戒、宮村妙洋

教育プログラム認定委員会報告

新規の登録指導者1名を登録しました。

＜登録指導者＞ 加藤理人

継続教育委員会報告

「慈愛会」の活動について説明しました。

一般社団法人日本臨床宗教師会令和6年度収支予算書
(令和6年1月1日～令和6年12月31日)

(単位=円)

科目	R5予算額	R5決算額	R6予算額	R5予算との差異	備考
I 収入の部					
1. 会費収入	¥ 1,800,000	¥ 1,415,500	¥ 1,800,000	¥ -	正会員299名、団体11団体他 (R6年度初)
2. 資格認定料	¥ 800,000	¥ 420,000	¥ 600,000	¥ -200,000	新規20名、更新10名見込
3. 研修参加料	¥ 75,000	¥ 64,500	¥ 75,000	¥ -	50名見込
4. 寄附金収入	¥ -	¥ -	¥ -	¥ -	
5. 助成金収入	¥ -	¥ -	¥ -	¥ -	
6. 懇親会収入	¥ -	¥ -	¥ -	¥ -	
7. 雑収入	¥ 50,000	¥ 50,000	¥ 50,000	¥ -	法人税還付金
8. 受取利息	¥ 60	¥ 71	¥ 60	¥ -	
収入合計 (A)	¥ 2,725,060	¥ 1,950,071	¥ 2,525,060	¥ -200,000	
II 支出の部					
1. 会議費	¥ 800,000	¥ 313,144	¥ 300,000	¥ -500,000	
2. 通信費	¥ 150,000	¥ 102,388	¥ 150,000	¥ -	
3. 懇親会費	¥ -	¥ -	¥ -	¥ -	
4. 接待交際費	¥ 10,000	¥ -	¥ 10,000	¥ -	慶弔費
5. 印刷製本費	¥ 300,000	¥ 427,862	¥ 450,000	¥ 150,000	認定証、NL、リーフレット
6. 支払報酬	¥ 800,000	¥ 1,009,575	¥ 800,000	¥ -	
7. 事務費	¥ 100,000	¥ 121,873	¥ 100,000	¥ -	
8. 雑費	¥ 30,000	¥ 18,438	¥ 30,000	¥ -	振り込み手数料、サーバ使用料、等
9. 法人税	¥ 50,000	¥ 50,000	¥ 50,000	¥ -	仙台市
支出合計 (B)	¥ 2,240,000	¥ 2,043,280	¥ 1,890,000	¥ -350,000	
当期収支差額 (C=A-B)	¥ 485,060	¥ -93,209	¥ 635,060	¥ 150,000	
前期繰越収支差額 (D)	¥ 9,856,642	¥ 9,856,642	¥ 9,763,433	¥ -93,209	
次期繰越収支差額 (C+D)	¥ 10,341,702	¥ 9,763,433	¥ 10,398,493	¥ 56,791	

倫理委員会報告

・毎月オンライン会議を実施。「相談」多数、「申立書」提出2件（対応済み）。

※「相談」：倫理に関する相談に応じる。調査や処遇は行わない。

※「申立」：会長に対して倫理に関する処遇を求める。定められた書式による「申立書」の提出によって、会長が倫理委員会に諮問する。受理の場合、関係者に聴取りを実施するなどの調査を行い、会長に意見具申（答申）する。会長は処遇を承認した場合、理事会に諮り承認を求める。

・12月1日 全国連携委員会連絡会議で各地域と情報交換

・倫理講習は、倫理委員会が窓口となり講師を派遣する。講師謝礼なし、旅費は日本臨床宗教師会が負担。

・「倫理Q&A」：倫理委員会で積み上げてきた過去のケースをまとめ、全国倫理委員会連絡会議で共有。「公共空間を前提とした臨床宗教師の活動について」のワーキンググループ（島蘭座長）に協力。新たに「宗教活動についてのQ&A」を作成し、全国倫理委員会連絡会議で共有。倫理講習で均霑化をはかる。

研究委員会報告

教育プログラム認定委員会と共同で、各教育プログラムの実施状況等を調査した他、「医療と臨床宗教師の連携」について情報収集し、より効果的な在り方を検討している。

全国連携委員会報告

- ・5月20日に岡部シンポジウムを開催
- ・12月1日に、瀧口倫理委員長を招き、倫理に関する懇談会を実施
- ・関西臨床宗教師会で「比較臨床宗教講座」を計4回実施（令和5.10.13：天理教、12.8：禅宗、令和6.2.9：キリスト教、4.12：神道）、計13回開催予定。
- ・能登半島地震支援及び支援金口座について（資料9）
- ・旧統一教会被害者支援の有志の会で、延べ14回の面談実施。活動者数延べ38名。

編集委員会報告

interfaithをめぐるワーキンググループが昨年4月～7月に実施したオンラインシンポジウムと座談会の文字起こし原稿を作成し、これを元に10周年

記念の書籍化第1弾を準備中。予算として出版助成費100万円を計上し、国書刊行会と春秋社に交渉開始する。第2弾は、これまでの臨床宗教師の歩みをまとめたものを企画中。

令和5年度第1回理事会議事録

日時： 令和5年3月5日(日) 15時～18時

会場： オンライン会議システム（役員MLで指定したzoomサイト）

出席： 鎌田東二（会長）、大下大圓（副会長）、金田諦應（副会長）、窪寺俊之（副会長）、瀧口俊子（副会長）、柏木哲夫（監事）、島蘭進（監事）、谷山洋三、鍋島直樹、井川裕寛、池内龍太郎、伊藤雅之、葛西賢太、黒川雅代子、小西達也、坂野大徹、童銅啓純、新田忍澄、沼口諭、野々日月泉、榊野統胤、松本峰哲、森崎雅宝、足立隆巖（オブザーバー）、眞如晃人（オブザーバー）、松谷寛元（オブザーバー）、山下亮恂（オブザーバー）

欠席（委任状あり）：大村哲夫、佐藤慶太、小林茂、篠原鋭一、鈴木岩弓、杉岡孝紀、曾根宣雄、山口達也

<議案>

1. 前回議事録の承認（資料1：令和4年度第3回臨時理事会議事録）→承認された。

2. 入退会申込者の承認（資料2：入退会ほか）

入会：正会員5名

退会：正会員7名（他に2名顧問に）、賛助会員（団体）1団体……全員承認された場合↓

合計：正会員303名、准会員3名、賛助会員（個人）5名、賛助会員（団体）13団体、顧問5名

・なお、2年間未納者11名につき督促中。

→異論なく承認された。

・窪寺俊之副会長と鈴木岩弓理事が顧問になることが報告された。

3. 役員・委員会について（資料3：役員一覧・委員会）

・谷山事務局長より、現在の役員の任期は令和5年3月までで、その後新たな役員構成になること、あわせて新たな委員会のメンバーが説明された。ほとんど変わらないが、任期満了を迎える関西臨床宗教師会会長の野々目理事が引き続き理事として継続することが報告され、承認された。

4. 資格について（資料4：資格申請・変更、資料5：資格更新・猶予、資料6：資格返上など）

- ・資格申請者7名のうち5名承認、2名は保留中
- ・令和4年8月理事会で保留中の申請者について報告

- ・変更届3名のうち1名につき、倫理委員会に報告予定

- ・令和5年5月に資格更新期限を迎える139名のうち、52名が更新、58名が猶予（うち56名はコロナ）、19名は届け出なし（うち3名は資格停止）、3名は非更新、7名は資格喪失（うち2名は剥奪）

- ・資格返上4名、剥奪4名、停止4名、令和5年9月までに停止の可能性あり26名

→小西理事より、前回の資格認定委員会において懸念事項があるため資格申請者のうち保留中である2名について3/6の資格認定委員会で再検討すること、変更届3名のうち1名につき、所属先に関して倫理的懸念があるため倫理委員会にて検討してもらう予定であることが報告され、承認された。

- ・小西理事より、「令和4年8月理事会で保留中の申請者について報告」について「営利的関与をめぐるワーキンググループ」から懸念が出され、前回の理事会より解散された「営利的関与をめぐるワーキンググループ」に代わる「資格要件検討分科会」にて島蘭監事を中心に検討されたことが報告され、島蘭監事から説明がなされた。分科会では、真言宗単立寺院A寺について宗教法人として堅実な活動がなされているか、当該会員が宗教者としての活動がなされているか（有料傾聴サイトでの相談活動はしっかりとした宗教活動とみなせるか）、それによって宗教者としての資格を認められるかなどについて審議がなされ、大下副会長の寺院に所属し、宗教者としての活動を行っていくのであれば、「営利的関与をめぐるワーキンググループ」から出された懸念を払拭するものになるのではないかと結論になったことが報告され、承認された。そして今後、資格認定委員会での審査にかけられること、その際面接は不要とのことで合意がなされた。理事会の決定として面接は不要と認められた。

- ・谷山事務局長より、資格更新について対象者139名のうち52名は更新手続きがあり、ほとんどコロナを理由に58名が猶予、19名からは連絡がなく、このままでは5月に失効という形になるので最終的な連絡がなされたこと、更新のタイミングは個人の判断に任せたこと、こんなに多い猶予者

は想定できなかったが、そういう制度設計になっていることを理解してもらうことが報告された。

鎌田会長 4～5年前の日本スピリチュアルケア学会の資格更新者も少なかった。

金田副会長 辞める会員が多いことが懸念材料である。その辺の事情をよくご存知であろう各地の臨床宗教師会会長も懸念しており、検証作業をしないといけないという同じ認識をもっている。

榎野理事 中国地方臨床宗教師会は、退会・停止が0であったが、会員の話より活動もできないし難しくなっている雰囲気を感じている。

童銅理事 個々の会員の事情はよく分かる。コロナ禍で活動する場所がないということは共通している。

井川理事 コロナ禍の影響は受けた。コロナ禍以前から活動できていない会員が無届けになっていたりする。猶予者も3年後に更新できないのではないか。

新田理事 コロナ禍だけの原因ではないような感じがしている。実際に資格更新ポイントを取得していても、猶予している。もう一度考える時期ではないか。

鎌田会長 もうそうだとしたら、構造的危機ではないか。

山下代理 事務局からの連絡に返信がない会員が無届けになっているような感じ。オンライン環境になり連絡がなくなった会員もあり。

坂野理事 活動機会が減少している。会員の中にはその気にならない会員もいるのも問題ではないか。

眞如代理 コロナの影響で活動現場が減っている。オンラインでも研修ができるので、そうかと言ってモチベーションが下がっているわけではない。

野々目理事 例えば猶予を3年で申告していてもポイントを満たせばそれ以下でも更新が可能であるか？

谷山事務局長 それは問題ない。

野々目理事 割と自分で活動できる会員は更新をしない傾向にある。

鎌田会長 自分で活動できる会員は去り、この会をプラットフォームにして次の展開を待つ会員は残る。日本臨床宗教師会がなぜ出来あがったのか、どう進んでいくかということをしっかり共有しないといけない。

・谷山事務局長より、資格返上者4名、資格剥奪者4名、資格停止者4名、令和5年9月までに剥奪の可能性のある会員4名、令和5年9月までに資格停止の可能性のある会員26名が報告され、それぞれにその旨が連絡されていること、重い決定ではあるが何度も連絡を取っている。顧問弁護士と相談の上で進めていることが説明された。

小西理事 連絡が取れないなどモラルの問題も含んでいるため非常に大きな問題であるため、今後考えていく必要がある。

鎌田会長 インターフェイスを考える集いと岡部健シンポジウムは令和5年度の重要な意義をもっているイベントであるため、みんなに考えてみる機会をそういうイベントで得て欲しい。

5. 「営利的関与をめぐるワーキンググループ」報告書（追加資料1：WG報告書に基づく指針）

・島菌監事より、以前に報告書は認められたが、その報告書をまとめ直した指針についても認めてもらうべく資料に基づいて説明がなされた。

1) 「B研究会」と「C評価機構」について

「C評価機構」については、仏教寺院の新たな営利的な組織化につながる可能性があり、これが広がった場合、仏教寺院の存続基盤に影響を及ぼすような可能性も考えられる。客観的、学術的に見て、寺院機能の評価は容易なことではなく、そのような評価を一企業が行うことは、他の企業等の試みを誘発する恐れもある。「B研究会」は看護師を主な対象として仏教寺院との協力の関係を探ろうとするものであり、寺院に置かれることは、寺院を公共空間に相当する場として行われるのであれば臨床宗教師のあり方から逸脱するものではない。しかしながら布教・伝道に通じるものになっていくとすれば、臨床宗教師の求めてきた活動のあり方や倫理規範にはずれるものとなる可能性がある。

2) 資格取得にあたっての宗教的保証について

宗教者であるということを単立寺院などが出してくる場合、信頼性が怪しい場合がある。資格認定を受けた後にも十分に検討される必要がある。

3) 有料傾聴サイトについて

「臨床宗教師は布教・伝道を目的としてはならない」という規定から、布施ないし報酬を得て行う傾聴やカウンセリングを行うことは、臨床宗教師としては適切ではないが、臨床宗教師が宗教者としてそうした活動を行うことまでは、押しとどめられない。

4) 自らが主体の宗教施設(たとえば自坊)で行う臨床宗教師としての活動について

宗教者としての活動と臨床宗教師としての活動には注意が必要で、けじめを付けるように促す。

→文書としては、異論なく認められた。

・周知の仕方として、倫理委員会などで周知される方法とホームページやニュースレターなどで会員へ直接周知する方法について審議がなされた。

野々目理事 会員からの問い合わせがスタートなので、クローズであるメーリングリストにのせてもらいたい。倫理委員会でのこの文書を紙媒体で配布して丁寧に説明してもらいたい。

鎌田会長 倫理委員会でレクチャーされること、メーリングリストで会員にお知らせするということが今後進めていきたい。ホームページ上で情報発信するのは慎重にしたら良いのではないか。

谷山事務局長 ニュースレターは最終的にホームページにのせるので、それはしない方が良い。メーリングリストに加えて紙でも配付した方が良いのではないか。具体的にはニュースレター発行のタイミングで、別刷で紙媒体を郵送することで会員へ周知できるのではないか。

池内理事 報道する(取材をする)側にも分かってもらわないといけないのではないか。報道関係者に手渡しできる文書があれば良いのではないか。

谷山事務局長 個々の会員が取材を受ける際に、日本臨床宗教師会としてはこういう指針であるという文書を作成して配付することは賛成だが、文書は誰か作っていただきたい。

島菌監事 メディア自体は臨床宗教師に期待を持っているので、慎むということを理解されない。ただこの文書を配布するのではなく、説明して理解を促すような場があった方が良いのではないか。

金田副会長 メディアによって姿勢や対応が様々であり、なかなか難しい。

野々目理事 報道に関する箇所の注意書きのような文書を、個人的に取材を受ける際に手渡しても良い文書を作成しておく方が良いのではないか。

島菌監事 今回の文書には固有名詞が入っているので懸念がある。そのため新たに手渡しできるような文書を外部向けに作成して検討いただく。

→文書作成後、メールで審議を行うことが認められた。

柏木監事 マスコミに助けてもらった経験よりマスコミの力を副作用に注意しながら上手く利用することが望ましい。

金田副会長 過去のマスコミの関心度が高まった経験より、例えば臨床宗教師の養成より10年という節目に記者クラブなどできちんと伝えることも必要ではないか。

6. 「interfaithをめぐるワーキンググループ」について

- ・これまで2回会議実施。
- ・4月7日(金)、14日(金)に、カフェデモンクサミットにて「インターフェイスを考える集い」が開催されるので、ここでの議論も今後の参考にした。

7. 各委員会より報告

(1) 教育プログラム認定委員会

- ・谷山事務局長より、高野山大学密教実践センターより教育プログラム認定取り下げ届けの受理、森崎理事退会に伴う登録指導者抹消が報告された。

森崎理事 大学の運営上、教育学部への移籍に伴い臨床宗教師養成が困難。個人的な事情により臨床宗教師活動が難しい。今後はスピリチュアルケア学会の方で尽力したい。

鎌田会長 将来的に高野山大学での研修が復活すると期待。その時にはぜひ協力したい。

- ・谷山事務局より、新型コロナ規制緩和の流れだが医療・福祉施設における臨床宗教師実習受け入れ状況は緩和されていないことから「教育プログラムについての申し合わせ」を令和5年度も延長したいとの提案があり、認められた。

(2) 資格認定委員会(資料7:資格認定細則改定案ほか)

- ・小西理事より、資格更新手続きにおいて、各地臨床宗教師会でも申請状況を把握することが求められるため、「資格更新細則」の第11条(6)として「各地の臨床宗教師会代表者による推薦人確認書」を追加することが提案され、認められた。

- ・高橋事務局員より、資格更新にかかる単位の確認作業など各地臨床宗教師会及び日本臨床宗教師会の各事務局の作業が膨大であるため、簡素化を行うことに伴い、各種受講証明書の提出および発行を不要とすること、備忘録として年間活動報告

書に取得単位を記載すること、日本及び各地臨床宗教師会が研修参加会員の記録を原簿としてその都度日本臨床宗教師会事務局へと提出することが提案され、認められた。合わせて「資格更新細則」などの文面の修正案を令和5年9月の理事会に提出して確認を行うが、運用上は明日の第7回フォローアップ研修以降、各研修会の証明書発行は不要として良いことが確認された。

(3) 継続教育委員会(資料8:(仮称)慈愛会設置構想)

①(仮称)慈愛会設置構想

- ・大下副会長より設置構想が詳細に説明された。10年経った現在、臨床宗教師が世間に広まっていないことは問題。活動者が「見える化」し認知されるには社会活動が必須。慈愛会を一つの試みとして臨床宗教師が地域で具体的に専門職と連携することが重要。山梨の日本ホスピス・在宅ケア研究会でACPの現場に宗教者が出てきて欲しいという医療者の発言もあり、各地域で考えて活動する慈愛会を通して臨床宗教師の土俵を作りたい。

金田副会長 大切な事なので継続的に検討して欲しい。日本臨床宗教師会には様々な活動の諸相があり、カフェデモンクサミットもその一つ。社会に臨床宗教師が定着していくように進めて欲しい。継続研修委員会が行うものではなく、ワーキンググループなどを作って進めていくことだろう。

島蘭監事 カフェデモンクサミットが牽引してきた方向性に続くものとしての提案だろう。

野々目理事 会員が望んでいる社会活動。日本臨床宗教師会に社会活動部門の設置を2年ほど前から発言してきた。やはり日本臨床宗教師会に社会実装を考える委員会などを作る必要があるのではないか。

鎌田会長 発言を議事録で確認したい。やはり社会活動部門の委員会があった方が良いと思うが、どうだろうか。

島蘭監事 社会実装という言葉には違和感。臨床宗教師は病院でのチャプレン的活動から災害支援そして地域での活動にシフトしてきている。地域での活動の新たな提起が慈愛会構想だろう。

金田副会長 カフェデモンクサミットも関西が終わると一巡する。その後に慈愛会活動を9~10月頃からカフェデモンクサミットのシステムを使って発表してみたらどうか。

鎌田会長 まずは「interfaithの集い」「岡部シンポ」の後、9月の理事会で慈愛会の提案を集中的に議論したい。

大下副会長 いずれもそれでよい。

金田副会長 臨床宗教師以外の連携している職種などがどのような熱量でやっているのかを大下副会長から9月の理事会前に発表して欲しい。

鎌田会長 7月から9月の間に、発表の機会をもとにしながら地域活動サミットのようなものを作って、9月理事会で検討していきたい。具体的な日程はこれから詰めていきたい。

②継続教育の申し合わせについて

・大下副会長より、新型コロナ対応として「継続教育についての申し合わせ」を令和4年度も延長したが、世の中においてはもはやオンラインでのプログラムは特別なものではないことからこれまでの申し合わせに準拠しつつ、必要に応じてオンラインでの継続教育を認めるものとしたとの提案があり、認められた。

・対面での研修について質問があったが、大下副会長より教育プログラムによって研修の具体的な実施内容は異なっているため、現時点では各教育プログラムに任せると回答があった。

(4) 倫理委員会 (資料9: 倫理委員会報告)

・瀧口理事より、資料にもとづいて令和5年度の活動が報告された。また、倫理委員会に新たな委員が加わったこと(新委員の氏名は理事会内のみで確認)、これまでに申立書が出ている案件を含め結論を9月の理事会に提出する予定、「臨床宗教師の倫理に関するQ&A」を作成中の3点が報告された。

(5) 研究委員会 (資料10: 教育プログラムアンケート結果)

森崎理事より、各教育プログラムへアンケートをとった結果が報告された。日本スピリチュアルケアワーカー協会が抜けていたが、次年度も研修を実施することが森崎理事より補足された。

(6) 全国連携委員会 (資料11: 10年シンポ資料)

・金田副会長より、令和4年度活動報告及び令和5年度に企画している特別記念シンポジウム「岡部健と臨床宗教師の10年」(5月20日開催)が資料にそって説明された。チラシは宮城県宗教法法人連絡協議会に配付済み(時機をみて宮城県記者ク

ラブへ配付)。今後、各教育プログラムでも必要枚数をシンポジウム事務局へ連絡して配付して欲しい旨が述べられた。

・金田副会長より「10年シンポ」第2部において、現在まとめている会員や各地臨床宗教師会からの課題や要望へ、各委員会からの応答を15分程で発表して欲しいと要望があった。

→谷山事務局長 各委員会への意見書は大部で、かつ公開して議論することが憚られる内容もあるため各委員会で回答の選定が必要。

鎌田会長 倫理委員会に関わる内容は非常に短い期間での回答困難。日本臨床宗教師会全体の方向性と現実問題の兼ね合いも必要。トラブルや誤解を招きかねないので、ある程度想定問答を考えておいた方がよい。

金田副会長 シンポ事務局と各委員会がやりとりをしながら詰めていきたい。次回の会議(4月4日)までお願いしたい。

・その他、金田副会長より、寺院役職名と認定臨床宗教師を併記しているホームページがあり倫理委員会に申し立てを行っていること、旧統一教会問題に関する島蘭監事による勉強会開催報告(参加者70名超)、「Interfaithを考える集い」の開催(案内チラシ会員MLにて配信済み。現在申し込み者40名程)について報告された。

(7) 編集委員会

・鎌田会長より、臨床宗教師会の活動に関する本の原案を構想中であり、「Interfaithを考える集い」や「10年シンポ」を含めてまとめたい。また、次年度は人員を補充して活動する予定であることが報告された。

8. 令和4年度事業報告・決算報告 (資料12: 決算報告、資料13: 監査報告)

・第6回フォローアップ研修 令和4年3月7日 上智大学(オンライン)

・第7回総会 令和4年3月30日 東北大学(オンラインフォーム等で議決権行使)

・紀藤正樹弁護士による特別講演 令和4年9月15日(オンライン)

・第10回資格認定(修了者8名/返上4名/停止者5名: 総計218名)

・第11回資格認定(修了者12名/特別枠1名/返上2名: 総計231名)

・第8回教育プログラム認定(増減なし)

・第9回教育プログラム認定(増減なし)

・第1回理事会 令和4年3月6日 オンライン

- ・第2回理事会 令和4年8月28日
- ・第10回資格申請受付 令和4年7月
- ・第11回資格申請受付 令和4年12月
- ・第1回資格更新受付 令和4年12月

・谷山事務局長より上記の事業報告および決算書に関して説明された。特に、コロナになって交通費が節約されて余剰がでているため活用法を検討したいとの補足がなされた。

- ・続いて柏木・島藺両監事より会計が適切であるとの監査報告がなされ、承認された。

9. 令和5年度事業計画・予算案（資料14：予算案）

- ・第7回フォローアップ研修 令和5年3月6日 龍谷大学（オンライン）
- ・第8回総会 令和5年3月27日 東北大学（オンラインフォーム等で議決権行使）
- ・特別シンポジウム「岡部健と臨床宗教師の10年」 令和5年5月20日（仙台、ハイブリッド）
- ・第12回資格認定（修了者5名／返上4名／剥奪4名／停止4名：総計228名）
- ・第13回資格認定
- ・第10回教育プログラム認定（プログラム1団体取り下げ、登録指導者1名抹消）
- ・第11回教育プログラム認定
- ・第1回理事会 令和5年3月5日 オンライン
- ・第2回理事会 令和5年9月中旬
- ・第10回資格申請受付 令和5年7月
- ・第11回資格申請受付 令和5年12月
- ・第2回資格更新受付 令和5年6月～7月
- ・第3回資格更新受付 令和5年11月～12月

・谷山事務局長より令和5年度の事業計画・予算案（一部訂正含む）が説明された。10年シンプのため50万円を会議費に予算計上していることが補足され、認められた。

鎌田会長より、編集委員会による臨床宗教師会の活動に関する書籍を出版予定であり、今後、出版費用への予算充当の要望があった。

10. 総会について（資料15：総会資料）

・谷山事務局長より、総会資料及び総会の流れについて説明された。昨年同様にGoogleフォームによる会員のオンライン投票実施（3月20日締切）、3月27日を目途に複数名の対面参加で東北大学にて開催することが了承された。なお、理事・監事は総会で決定するが、会長は総会後の理

事会で決定するため、4月12日19時より第2回臨時理事会をオンラインで行うことが確認された。

11. 次回の理事会（案） 令和5（2023）年9月中旬

・谷山事務局長より、来年の理事会開催案（4月、9月）と総会の開催及びFU研修（案）が提案された。FU研修は東北大学が担当し、令和6（2024）年3月上旬に開催予定（対面）と補足され、いずれも認められた。

12. その他

（1）各大学等の養成講座の予定

・研究委員会による各養成講座へのアンケート報告（資料10）を以て代えられた。

（2）各地臨床宗教師会の予定

・野々目理事 関西臨床宗教師会では鎌田会長の「詩の夕べ」を開催し好評であることから継続開催を予定。また旧統一教会被害者支援の有志の会として、島藺監事らの講義を開催し学びを深めている。

□旧統一教会被害者支援の有志の会に関する意見交換

鎌田会長 旧統一教会問題や宗教二世へのケアは重要。離脱信者との面談やメールのやりとりをしている。活きる糧を得ている実感をもたれている。

島藺監事 有志の会に手を挙げてくれた方や野々目理事に感謝。脱会の困難から前を向いていかれている。

池内理事 エホバの証人の輸血問題や、子どもへのネグレクトや体罰など、他にも宗教によって被害を受けた方へ臨床宗教師会が門戸を開く可能性はあるか。

鎌田会長 基本的に開かれており、どのような宗教による問題にも傾聴や面談で対応しなければならないと考える。現在の対応はその手始めである。

（3）その他

・特になし。

以上

令和5年度第2回臨時理事会議事録

日時： 令和5年4月12日(水) 19時～20時50分

会場： オンライン会議システム（役員MLで指定したzoomサイト）

出席：鎌田東二（会長）、大下大圓（副会長）、金田諦應（副会長）、瀧口俊子（副会長）、沼口諭（副会長）、柏木哲夫（監事）、島蘭進（監事）、谷山洋三、鍋島直樹、眞如晃人（オブザーバー・足立隆厳代理）、井川裕覚、伊藤雅之、池内龍太郎、大村哲夫、小西達也、坂野大徹、佐藤慶太、曾根宣雄、童銅啓純、野々目月泉、榎野統胤、松谷寛元、森田敬史、吉尾天声、高橋原（事務局）、打本弘祐（事務局）

欠席（委任状あり）：葛西賢太、黒川雅代子、篠原鋭一、杉岡孝紀、松本峰哲

<議案>

1. 前回議事録の承認（資料1：令和5年度第1回理事会議事録）→承認された。

2. 入退会申込者の承認（資料2：入退会ほか）
 入会：正会員1名
 退会：正会員2名（うち1名は賛助会員へ）
 賛助会員（個人）1名……全員承認された場合
 ↓
合計：正会員301名、准会員3名、賛助会員（個人）6名、賛助会員（団体）13団体、顧問5名
 →異論なく承認された。

3. 役員について（資料3：役員一覧・委員会）
 ・定款第21条第2項に従い、総会後の理事会で会長・副会長・事務局長・事務局次長を決定
 →所属が変更になった役員の確認が行われた。鎌田東二（京都大学名誉教授）、金田諦應（カフェデモンク主宰）、窪寺俊之（兵庫大学）、大村哲夫（上智大学）、野々目月泉（真宗大谷派僧侶）、島蘭進（東京大学名誉教授）、鈴木岩弓（東北大学名誉教授）、高木慶子（上智大学グリーンケア研究所名誉所長）、瀧口俊子（放送大学名誉教授）、それぞれ確認された。
 →役員人事ならびに役員の所属について、承認された。

→谷山事務局長より、倫理委員会のメールアドレスがメールトラブルを受けて、「sicj_rin119@sicj.sakura.ne.jp（公開用／委員長・副委員長に自動転送される）」に変更された旨、報告された。

4. 資格について（資料4：申請、資料5：更新猶予・返上・失効、資料6：停止予定）

・資格申請者3名、更新猶予者が新たに4名、返上者2名。これにより失効者は16名となる。

・令和5年9月資格停止予定者9名のうち6名は5月に失効するので、資格停止予定者は6名となる。

→小西理事より、3名の資格申請者、1名の変更届が報告され、承認された。さらに、更新猶予申請が4名、資格返上の意思を明確にされた2名、新たに無届で資格失効になる13名、9月の理事会で資格停止になる6名が報告され、承認された。

5. 認定臨床宗教師が名刺などに表記する際の書式について（資料6：資格申請書類の説明）

→金田副会長より、全国連携委員会から「名刺や肩書きに寺院名・氏名・認定臨床宗教師の肩書きを併記すること」について問題提起があり、討議がなされたが結論を得ることができず、倫理委員会の判断をお願いされた。これを受けて、倫理委員会から「倫理委員会としては、包括宗教法人名と臨床宗教師を併記することまでは許容できるのではないかとの見解を、全国連携会議に提案します」という提案を受けて、全国連携委員会の了承を得て、理事会に諮ったというこれまでの経緯が説明された。なお、付帯意見として、単立寺院などにかかる様々なケースについては継続的に検討するべきとの意見も紹介された。

池内理事 神道の包括法人は神社本庁になるのだが、そうすると神社本庁から来た者となってしまふ。この表記か、あるいは表記をしないかのどちらかになるか？

鎌田会長 誤解を受けやすい表記と受けにくい表記があるのでは。池内理事の場合は、逆に誤解を受けやすくなってしまふのではないか。

谷山事務局長 だいぶケースバイケースの話では。臨床の場で特定の寺社教会名を名乗るのは避けた方が良いが、名刺やプロフィールが同じ扱いというのは違和感がある。どういう場面でどういう名乗り方をしたら良いかを検討したらどうか？

大村理事 一倫理委員としての見解として、自分の所属する寺社教会の施設名と認定臨床宗教師を併記すると多重関係が生じる、すなわち自分の寺社教会に招くことで布教伝道の恐れを受けやすい、そして利益供与にみえる恐れがあるという二点の懸念事項が説明された。いろいろな業界に対する状況を考慮してバランスを重視し

た結果であり、玉虫色の提案であることが倫理委員の見解として述べられた。

小西理事 “認定”を付けるというのが重要ではないか。

大下副会長 認定臨床宗教師を名乗る場合は、単独の名刺にするのがスッキリするのではないか。他の肩書きなどは入れない。「スピリチュアルケア師」の肩書きは同じような立ち位置だから入れても良いのではないか。

金田副会長 大下先生の意見に賛成。その方がスッキリすると思う。

鎌田会長 確かにスッキリはする。多重関係は切り分けられる。

鍋島事務局次長 現場の管理者にうかがい、どちらかに統一するよりも、名札として臨床の場面で使う場合と、社会的ステータスとして誰かに紹介する場合と分けるのはどうか？

大村理事 この問題は難しい。当初は、臨床宗教師というのは任用資格であり、臨床宗教師という資格にあえてしなかった。それが商標登録もされて、認定制度に変わった。倫理委員会としては、「日本臨床宗教師会 認定臨床宗教師」というだけの名刺であればトラブルが少なくなるのではと思っている。今まで認めていた「〇〇病院 認定臨床宗教師」は維持するということで、良いのではないか。自分自身の寺社教会名を併記する形をとると、トラブルが多くなったり誤解が生じたりする可能性があることを理解して、現実的には使い分けていただくのが良いのでは。運用を緩やかにすると、トラブルが多くなるので、Q&Aを早急に作っている。

鎌田会長 ①日本臨床宗教師会 認定臨床宗教師を単独に明記するのを基本に、②従来型の所属団体との併記は場面に応じて、③学会などでの固有名詞の明記についてはもう少し時間をかけて、9月の理事会にて議論しましょう。ただ、学会発表に関しては、利益相反のチェックもあるし、固有名詞などが必要な場合もあることを考慮して、少し柔軟に考えれば良いのではないか。

6. 「営利的関与をめぐるワーキンググループ」報告書（資料7：配付文書2点）

・日本臨床宗教師会のホームページ掲載用文書「公共空間を前提とした臨床宗教師の活動について」

・報道関係者への取材時等配布用文書「公共空間を前提とした臨床宗教師の活動について—報道・メディア関係の皆さんに—」

→島蘭座長より、報告書（ニュースレター掲載分）の文書を修正し短い文章を準備すること、後者については報道関係者に手渡す文書を作成することが報告された。

→谷山事務局次長：報告書の表現がやや仏教に偏っているように読めるため、他の宗教にも配慮した表現にしてほしい。

→鎌田会長：さまざまな神社に関連する芸能・宗教文化などを具体例として記述してはどうか。

→池内理事：「布教伝道」は「布教伝道教化」に統一してはどうか。

→島蘭座長：「神社」「神職」などを加え、適宜修正する。

→池内理事：将来的に英訳を作成してはどうか？日本在住の英語文化圏の人にも発信したい。

→鎌田会長：英訳を検討してほしい。

→谷山事務局次長：メディアへの配布はどのように配るのか？ホームページに掲載し、ダウンロードできるようにしては？

→島蘭座長：メディア用のPDFはダウンロードできるようにしたい。

7. 各委員会より報告

- ・倫理委員会：倫理案件の申し出が1件あり対応予定。各地の倫理委員会と日本の倫理委員会の連絡会の要望があり検討したい。
- ・研究委員会：森崎雅宝氏が退会に伴って委員長を退任、新たに曾根宣雄氏が就任。高橋悦堂氏、池内龍太郎氏が新たに委員に就任。近々、岡部シンポジウムに向けて委員会を開催する。

8. 次回の理事会 令和5（2023）年9月中旬

→9月10日(日) 19:30～オンライン、令和6（2024）年3月FU研修は対面開催を予定。

9. その他

(1) 特別シンポジウムについて

→金田副会長：各委員会からの応答が集まっており、今後整理する。各報道機関の質疑応答は、会場を変えて実施する。

(2) 東北臨床宗教師会よりお願い

・フォローアップ研修等、日本臨床宗教師会主催研修内容の共有について

- ・日本臨床宗教師会理事会への地域の臨床宗教師会事務局長等のオブザーバー参加について
→内容を改めて、再度提案する。

(3) その他

- ・野々目理事：インターフェイスの集い・関西臨床宗教師会主催「臨床宗教師とインターフェイスを考える」企画について告知。

以上

令和5年度第3回臨時理事会議事録

日時： 令和5年7月6日(木) 19時～21時

会場： オンライン会議システム（役員MLで指定したzoomサイト）

出席： 鎌田東二（会長）、瀧口俊子（副会長）、沼口諭（副会長）、柏木哲夫（監事）、島蘭進（監事）、谷山洋三、鍋島直樹、足立隆厳、池内龍太郎、伊藤雅之、大村哲夫、小西達也、黒川雅代子、坂野大徹、杉岡孝紀、曾根宣雄、童銅啓純、野々日月泉、榊野統胤、松本峰哲、松谷寛元、森田敬史、吉尾天声、高橋原（事務局）、打本弘祐（事務局）

欠席（委任状あり）： 大下大圓（副会長）、金田諦應（副会長）、井川裕覚、葛西賢太、佐藤慶太、篠原鋭一

<議案>

1. 前回議事録の承認（資料1：令和5年度第2回臨時理事会議事録）→谷山事務局長から説明がなされた。異論なく承認された。

2. 入退会申込者の承認（資料2：入退会ほか）
退会：正会員3名…全員承認された場合↓
合計：正会員298名、准会員3名、賛助会員（個人）6名、賛助会員（団体）13団体、顧問5名
→異論なく承認された。

3. 倫理委員会報告

- ・瀧口倫理委員長より、本年2月に倫理違反にかかわる申立書が提出された件について、被申立人に倫理委員会が注意を与え、特別に実施する倫理講習を課す答申を出したことが報告された。
- ・大村理事より、オンラインによる倫理委員会への出席を被申立人に求め、出席した被申立人が申立の事実を認め、関係者に迷惑をかけたことへの謝罪があったことが報告された。加えて、

瀧口委員長名による「倫理申立に対する倫理委員会答申」が令和5年5月9日付で鎌田会長へと提出されたことが報告された。また確かに日本臨床宗教師会宛に退会届は提出されているが、倫理審査中であるため受理していないことが説明された。

→賛成多数により、被申立人に対して嚴重注意を与え、倫理講習を受講することとして、承認された。また、被申立人より提出された退会届は受理せず、まずは上記の対応を行うことが確認された。

鎌田会長 この案件は、今後も注意深く見ていく。9月の理事会でも倫理委員会から報告をしてもらう。日本臨床宗教師会として倫理的な対応をしっかりと社会に発信したい。

瀧口倫理委員長 連絡事項がある。①令和5年9月5日(火)19時～各地臨床宗教師会会長及び倫理委員と日本臨床宗教師会倫理委員会との担当者連絡会を行う。②倫理委員会が倫理に関するパンフレットを作成しているので、各地臨床宗教師会からの意見を求めたい。

4. 河北新報の記事について

- ・谷山事務局長より河北新報6月29日版に掲載された岡部シンポジウムに関する記事が画面共有され、説明がなされた。この記事について東北臨床宗教師会が懸念を表している。特に「複数の会員が、認定臨床宗教師の教育プログラムにおける研修の形骸化や現場経験の不足を指摘」とある部分について、事実誤認ではないかと指摘があった。実際のシンポジウムでこのような発言はなかった。現在、鎌田会長から河北新報記者に連絡をとってもらって対応をしてもらっている。

鎌田会長 シンポジウムでは教育プログラムの形骸化ではなく、コロナ禍の継続研修において、参加者のモチベーション低下があったという話だった。しかし、記者の思いや誤認に至った背景などを話し合いたい。9月の理事会までにこの問題を解決して、今回の岡部シンポジウムが次に繋がるきっかけになるように持っていきたい。

谷山事務局長 継続研修について、シンポジウムではフォローアップ研修主催者の批判もなかった。批判的が間違っているのではないか。コロナ禍でのモチベーション低下が問題。教育プ

ログラム側やフォローアップ研修を担ってきた各大学や各地臨床宗教師会に責任があるのか。
鎌田会長 全国連携委員会から出てきた意見ではないか？記者はそれを読んでいたようだが。

野々目理事 それは見ていないと思うが。全国連携委員会がアンケート調査をまとめたデータを誰かが記者に流したのか。

鎌田会長 おそらく。録画された配信映像も見ていう。その経緯を確認しなければならない。この記事の背景や記者の誤解があるのであれば、次の段階でどうするのか。難しい問題であるが、9月の理事会までに解決を図りたい。

5. 次回の理事会

・令和5（2023）年9月10日(日) 19時30分より
オンライン

6. その他

(1) 全国FU研修について

谷山事務局長：令和6年3月10日（日）に理事会を開催し、11日（月）にフォローアップ研修を行う。会場は東北大学で行う可能性が高い。

鎌田会長 東日本大震災の当日に当たるので配慮して研修内容を考えたい。

(2) 研究委員会より報告

曾根理事：研究委員会が主催する形で「医療と臨床宗教師の協働に関するWG」を始める。体制は、沼口副会長が座長となり、曾根研究委員長、鍋島研究副委員長、池内理事、高橋悦堂氏、井川裕覚氏がメンバー。6月30日に全員の了解がとれたので、全国の会員MLにてお知らせをする。

(3) 編集委員会報告

鎌田会長：インターフェイスを考える集い、カフェ・デ・モンクサミット、倫理Q&Aなど資料が揃いつつある。多くの人に読んでもらうように名の通った出版社から出版を考えている。出版助成として100万円を予算としてほしい。次回の理事会に正式な議題としてあげたい。

(4) 全国連携委員会

吉尾理事：先日熊本県益城町を中心に集中豪雨があり、日本および九州臨床宗教師会会員の玉春氏の寺院が全壊した。玉春氏は助かったが、非常に過酷な状況にある。益城町は地震があり復興後に今回の豪雨被害があった。明日、臨時の九州臨床宗教師会理事会を開いて、義捐金の呼

びかけなど会員の力添えを頂く決議を採る方向である。日本臨床宗教師会にも是非お力添えをお願いしたい。

鎌田会長 義捐金も含めて臨床宗教師の連帯を示していきたい。

(5) 第4回「インターフェイスを考える集い」

森田理事：関西臨床宗教師会が運営協力する形で令和5年7月7日（金）19時30分からZoomにて開催する。先月の日本仏教看護・ビハーラ学会で発表されたペンシルベニア大学病院チャプレン古村文伸氏からお話を伺う。後日オンデマンドでも配信予定。

鎌田会長 学会には参加して私も話を聞いた。アメリカでの経験を話してもらう有意義な時間になる。今回のコメンテーターとして小西理事、島蘭監事をお願いしている。

野々目理事 日本臨床宗教師会から謝礼を出してもらうことになっている。

鎌田会長 日本臨床宗教師会全体として様々な活動を支援していきたいと考えている。

以上

令和5年度第4回理事会議事録

日時： 令和5年9月10日(日) 19時30分～21時30分

会場： オンライン会議システム（役員MLで指定したzoomサイト）

出席： 鎌田東二（会長）、大下大圓（副会長）、瀧口俊子（副会長）、沼口諭（副会長）、島蘭進（監事）、谷山洋三、鍋島直樹、井川裕覚、池内龍太郎、大村哲夫、黒川雅代子、小西達也、坂野大徹、曾根宣雄、童銅啓純、野々目月泉、梶野統胤、松本峰哲、松谷寛元、吉尾天声

欠席（委任状あり）：金田諦應（副会長）、柏木哲夫（監事）、足立隆巖、伊藤雅之、葛西賢太、佐藤慶太、篠原鋭一、杉岡孝紀、森田敬史

<議案>

1. 前回議事録の承認（資料1：令和5年度第3回臨時理事会議事録）→谷山事務局長から、メールであらかじめ議事録を共有したことが報告され、異論なく承認された。

2. 倫理案件の答申について

→大村副委員長より、以下の説明がなされた。

- ・会員A氏の処遇について、申立書に基づき資格を停止し、倫理講習を受けて倫理委員会の承認を経たのち資格停止を解除する旨の答申を会長宛に提出した。
- ・教育準備を進めたが、本人から退会届を提出しているとの返答。再度、研修を促すが返答なし。資格を剥奪、認定証の返却を促すよう会長宛に答申を提出した。

→鎌田会長 本来は倫理講習を受けてから退会を促したい。倫理意識に対する認識の齟齬がある。この度の会員について、事後報告ではあるが退会を認めてほしいとのこと。

→池内理事 会員に対して、倫理問題などを起こして退会する場合、研修を受けた後の退会となる旨を周知するのか？

→大村副委員長 倫理案件に関わる退会届について、処遇が決定するまでは退会が保留される。全国倫理委員会を通して周知したい。

→鎌田会長 入会時に倫理規約に基づく活動を誓約しており、基本的には正当な手続等を踏むべきと考えている。会員等への周知は、事務局と相談し、総会で伝えるなどの方法を今後検討したい。

→野々目理事 退会が承認された場合、地域会に連絡があるのか？

→大村副委員長 現状、会員が退会した場合、地域会への連絡体制について定めはない。日本臨床宗教師会と地域会が独立である以上、連絡すべきでないかもしれない。本件については、日本臨床宗教師会の退会を受けて、関西臨床宗教師会で対応してほしい。

→鎌田会長 日本臨床宗教師会を退会したにも関わらず、関西に在籍するのは倫理的に問題ではないか。

→原案通り承認された。

3. 入退会申込者の承認（資料2：入退会ほか）

入会：正会員7名

退会：正会員7名

合計：正会員298名、准会員3名、賛助会員(個人) 6名、賛助会員(団体) 13団体、顧問5名

→承認された。

4. 資格制度細則の改定について（資料3：資格制度細則改定案）

→谷山事務局長 7条(3)「宗教者としての実務経験」の年数を3年から2年への変更案を提案。

→鍋島事務局次長 資格認定委員会で宗教者の経験が3年以上という要件の議論が不十分であったことに加えて、2年間の大学院修了者が研修終了後に資格を申請できるよう2年への修正を提案したい。

→谷山事務局長 本条件はまだ施行されていない。

→賛成多数により、7条(3)「宗教者としての実務経験」の年数を2年とし、令和6年3月31日に施行することが決定された。

5. 「宗教者実務経験証明書」の記載内容変更について（資料4：宗教者実務経験証明書見本）

→谷山事務局長 「宗教者実務経験証明書」の一部である相談事例について、これまでは宗教者としての対応事例を記していたが、今後は、教育プログラムでの学びを活かした傾聴を中心とした内容に限定するものに変更したい。

→鎌田会長 審査に関わる指標を明確化するので、審査を円滑にする内容に修正するのはよい。

→野々目理事 資格認定にかかる事項について、資格申請者に教育プログラムなどで説明されるのか。入会のタイミングによっては、地域会の研修などに負担が生じてしまう。

→小西理事 事務局を通して教育プログラム・地域会に周知するよう伝えたい。

→鎌田会長 地域会との連携を円滑に進めるため、プログラム後半以降くらいに地域会に入り、会との連携を取るよう各教育機関で伝えることは可能か。

→谷山事務局長 教育的な視点から、本来は修了後の入会が望ましいと考えてきたが、変更は可能。

→鎌田会長 資格認定を想定し、研修後半あたりでの地域会との合流を検討して欲しい。

→谷山事務局長 資格認定を進めたいが、入会を進められるかは時期を検討したい。修了の目処がついた時点で、早めに地域会と

繋がっておくことが望ましいという伝え方が妥当。

→野々目理事 資格認定者を優先した便宜を図ってきたが、希望者が増えると地域会として負担が大きい。

→記載内容変更について承認された。

6. 全国的なネットワーク活動への提案（資料5：慈愛会ひだ、ほか）

→大下副会長より次の説明がなされた。

臨床宗教師自身の社会活動への消極性・地域に活動拠点がないことなどが課題となっていることから、臨床宗教師活動の活性化・地域会へのスピリチュアルケア師参画の促進を目的に、アウトリーチによる地域の特性を活かした活動を目指し、有償（組織への入出金、初回無料、2回目以降は30分1500円、現状は初回無料の場合が多い）での活動が取り組まれていることが報告された。同様の活動を各地で展開する場合の名称として、諸宗教に配慮した形で「慈愛会〇〇」を構想。令和5年5月より「慈愛会ひだ」が高山市内の空家を利用して活動しており、DVのシェルター的な活動も模索。スピリチュアルケアを学んだ者を含む2人以上の人員が望ましい。臨床宗教師活動の可視化をするためにも、各地で慈愛会の活動を提案したい。令和5年12月3日（月）に大阪で慈愛会に関する学習会を予定。高山市市民活動として認定され、行政からの補助金を受けている。

→大村理事 本提案の意図を教えてください。

→大下副会長 日本臨床宗教師会として、この活動をどう位置付けるのか相談して欲しい。

→大村理事 宗教資源を社会貢献、ネットワーク作りに活かしていくこと、臨床宗教師的な宗教者の活動として重要。ただし、この活動を日本臨床宗教師会の活動とすることで、宗教的活動の有無・有償化の是非など倫理綱領・規約に抵触してしまう可能性がある。臨床宗教師活動と宗教活動の明確な切り分けが必要。これを臨床宗教師活動とするならば議論が必要になる。

→大下副会長 日本臨床宗教師会の活動にするのではなく、臨床宗教師的な社会活動の可能性として日本臨床宗教師会と関係を持ちながら展開できないか模索しており、倫

理的問題点など議論しながら進めていきたい。

→野々目理事 臨床宗教師活動なのか、臨床宗教師的な宗教者の社会活動なのか？有償のため、臨床宗教師としては倫理綱領に抵触する可能性があるのでは。

→大下副会長 この活動は後者である。ただし、今後すべての臨床宗教師活動が無償で活動していくのは難しいのではないかと。それでは、臨床宗教師活動が広がらない可能性がある。この活動は、慈愛会という組織に雇用されているという点で、病院などに雇用されている臨床宗教師と同じだと考えられないか。

→野々目理事 なぜ臨床宗教師が必要なのか？スピリチュアルケアワーカー協会の活動なのでは？ネットワーク団体として入っている中部臨床宗教師会の意見は？ネットワーク団体にワーカー協会が入っていない理由は？

→坂野理事 「慈愛会ひだ」の活動について把握しているが、具体的な連携までは議論できていない。

→大下副会長 ワーカー協会は実質的に協力しているので敢えて入れていない。

→谷山事務局長 「臨床宗教師として」活動できる形を前向きに模索していくことが重要。金銭の授受に関するすり合わせなどが必要。

→大村理事 臨床宗教師的な宗教活動とするのであれば、臨床宗教師／宗教者の活動の切り分けを明確にすることが重要。周囲の受け取り方にも配慮が必要。

→大下副会長 現状の日本臨床宗教師会として、社会にコミットするためにできる活動は何か？

→大村理事 宗教者が関われなかった公的空間（公立病院など）に関わり得る状況が整ってきた。時間をかけて現状の範囲内での活動を続けていくべきではないか。

→瀧口倫理委員長 病院で臨床宗教師を雇用して活動してきた沼口副会長の意見を聞きたい。

→沼口副会長 「慈愛会ひだ」は、大下副会長の地域社会での実績が根底にあるから受け入れられている。以前からの活動が具現化されたもの。臨床宗教師としての倫理を

踏まえながら全国に展開していく方法を議論していくべき。医療の現場で臨床宗教師がどう活動できるのか、話し合える基盤ができてきた。医療現場に対して何ができるのか説明することで、活動が広がる可能性がある。そのために各地の臨床宗教師会の活動が重要となってくる。大下副会長の提案を、どう具現していくか議論していく必要がある。

- 鎌田会長 この議論を踏まえながら「慈愛会ひだ」を展開していただき、活動の推移を共有しながら活動可能性の検討、緩やかなネットワーク形成など、時間をかけて取り組んでいくことが重要。
- 大下副会長 色々な意見を受けつつ、すでに始まっている「慈愛会ひだ」の活動を進める。
- 鎌田会長 今後の臨床宗教師活動の新たな展開の資金石とし、現場経験から問題点を継続的に検討したい。
- 池内理事 組織を通して人件費・交通費などを提供することは何が問題か？
- 大村理事 営利活動をしてはいけないという点で慈愛会ひだの場合には問題になる。
- 谷山事務局長 現状その関係性が不明確なため、時間をかけて関係を議論するべき。
- 鎌田会長 営利活動となるか否かの問題点について、議論していくことが必要。次回の理事会までに、論点を整理して明確にして欲しい。
- 大村理事 一般の人に営利活動と見做されるのか、否かという視点も必要。
- 活動としては見守りつつ、臨床宗教師の倫理との整合性の議論は継続審議とする。

7. 各委員会・WGより報告

(1) 教育プログラム認定委員会

→特になし。

(2) 研究委員会（資料6：医療と臨床宗教師の連携プロジェクトほか）

→曾根委員長より、7/27「医療と臨床宗教師の連携プロジェクト」の会合を持ったことが報告された。

→沼口副会長より、会合の趣旨、今後の展望として実際に活動している会員の声、医療者からの臨床宗教師への意見などの情報収集等を行いたい旨の報告が説明された。

→池内理事 臨床宗教師有志で日本緩和医療学会の交流集会に参加し、プレゼンテーションとグループワークを通して、臨床宗教師と医療者が共同する際の課題や解決策、実践例などを共有し、今後の展望について考える機会が持たれた。

→沼口副会長 交流集会で得られた意見を含め、今後の展望として以下の内容が報告された。

- ・医療や介護現場で活動している会員の意見や情報交換の場が欲しい。
- ・医療従事者から、臨床に対する意見を伺う。
- ・医療系の学会での臨床宗教師のアピール、情報収集を進める。
- ・緩和医療以外の領域へのアプローチ。

→野々日理事 関西臨床宗教師会の協力が得られなかった件について、交流集会の参加者に関西の会員がいなかったこと、学会参加費・交通費など個人に負担がかかることなどで地域会として協力できなかった。

→池内理事 関西会の会員との誤解が生じていた。個人的活動だったため、参加者に金銭的・時間的負担が大きかった。日本臨床宗教師会からの補助等いただけると活動しやすい。

→沼口副会長 交流集会を開催したことで、金銭面やいかなる支援・協力を受けられるのか等の課題が得られた。今後、この課題を活かしていきたい。

→童銅理事 今後の課題として地域会を巻き込んで欲しい。

→谷山事務局長 緩和医療学会の会員個人が始めた手探りの活動。今後どう活かしていくか考えることが重要。

→沼口副会長 互いの活動を共有しながら、今後の連携を進めてほしい。

(3) 資格認定委員会（資料7：資格申請者ほか）

→小西委員長より、8名の資格認定者、1名に登録内容変更について報告がなされた。

→谷山事務局長より、資格更新手続等について資格更新猶予者3名、失効者7名と報告がなされた。

(4) 継続教育委員会

→特になし。

(5) 倫理委員会 (資料8: 認定臨床宗教師の倫理Q&A)

→瀧口委員長より、全国倫理委員会で確認し「倫理Q&A」を作成した。

→大村副委員長 「倫理Q&A」に、これまで実際に起こった問題を活かして事例集などを収録した。今後これを元に各地の倫理委員と共有し、またワーキンググループの議論を取り入れながらブラッシュアップしていきたい。

→島蘭監事 今後、会員への公表の流れは？

→大村副委員長 全国倫理委員会は6ヶ月ごとに開催したい。当面は倫理委員・理事会に配布。会員への配布は将来的にもう少しコンパクトにしたものを共有したい。

→池内理事 関東臨床宗教師会では倫理委員と代表に共有した。

→谷山事務局長 今回は「案」がついているが？

→大村副委員長 前回の会議では委員会の作成案を共有するにとどまっておき、今後は地域の特性を踏まえながら全国倫理委員会で審議を進めていく。日本臨床宗教師会の倫理委員会は、地域会をサポートする立場を取りたい。

→島蘭監事 本理事会で金銭問題などの議論があったことを踏まえると、倫理綱領等についての合意が得られたときに「案」でなくなるのではないかな。

→大村副委員長 現状は参考資料としてもらい、今後議論を続けながら確定していきたい。

(6) 全国連携委員会 (資料9: 全国連携委員会報告書、比較臨床宗教講座、旧統一教会被害者支援の会について)

→吉尾理事より、九州地区の大雨災害に関する寄付・活動経過、寄附金の使い道などを適宜報告することなどが報告された。

→野々目理事より、「比較臨床宗教講座」の概要が説明された。

→島蘭監事 「比較臨床宗教講座」は他宗教を理解し、相互理解を深める機会として意義あるプログラム。

→谷山事務局長 経費についてすべて関西臨床宗教師会で負担するのか？

→大村理事 日本臨床宗教師会の共催でも良いのではないかな。

→野々目理事 援助が得られるのはありがたい。

→大下副会長 先に予算を組んで適切なプロセスを経るべきではないかな。

→谷山事務局長 まずは共催にするかどうかを決め、予算については事務局で検討したい。

→賛成多数により 関西臨床宗教師会と日本臨床宗教師会の共催とすることが決定された。

→野々目理事 旧統一教会被害者支援の会の活動として、「宗教2世」の方の相談などに取り組んでいることが報告された。

→島蘭監事 相談者の生活が安定していくことを願いつつ、活動の広がりに応じてメンバーの拡充なども検討する。

(7) 編集委員会

→特になし。

(8) interfaithをめぐるワーキンググループ

→小西理事、これまでに委員会、座談会を開催し、後者について文字化を進めている。

8. 次回の理事会・総会

→谷山事務局長、当初3月10日理事会、11日にFU研修を検討していた。会場の都合などを勘案して、対面（ハイブリッドを検討）で4月13日（土）夜に理事会、14日（日）にFU研修を開催する。

9. その他

(1) 各大学等の養成講座の予定

→大正大学・龍谷大学・東北大学が例年通り開催する予定。

(2) 各地臨床宗教師会の予定

→特になし。

(3) その他

→特になし。

以上



臨床宗教師の宗教的ケアについて (日本臨床宗教師会倫理委員会)

政教分離が厳密に求められる日本の公共空間で、臨床宗教師のできる宗教活動とは何でしょうか？

宗教者の社会貢献活動については、布教伝道と誤解されたり、自分の宗教団体に利益を誘導したりしているという疑念が日本の市民に根強くあり、昨今の宗教法人解散に関わる報道をみても、宗教への警戒心が強いことがうかがえます。一方、お墓参りや初詣、七五三などで寺社仏閣に詣でたり、教会での行事に参加するなど宗教的なことに関心をもつ人が多いのも事実です。宗教を持たないとする現代日本人が八割とされる実態は、宗教性がゆたかであるにもかかわらず、宗教組織には距離を取りたいという意識の表れと見ることができます。

日本臨床宗教師会の倫理委員会は、毎年各地の臨床宗教師会と協力して倫理講習会をもっていますが、臨床宗教師が宗教者としての独自性を発揮し、人々の宗教的ニーズに応えることと、臨床宗教師の倫理を守ることのバランスの取り方についての質問が必ず出されます。その都度、実情に応じて対応策を協議してきました。

理事会でも宗教の社会的活動について議論が行われ、島藺前会長を座長とするワーキング

ちよっと 休んでいくまっし
夢小屋23

場所：とぎ第2団地
(とぎホッケー場) 内集会場
費用：無料
参加資格：どなたでも
気軽にお立ち寄りください
ドリンク・コーヒーなどの飲み物と
お菓子を用意してお待ちしております

開催予定日

6月 2日(日) 13:00~15:30
9日(日) 13:00~15:30
16日(日) 13:00~15:30
7月 7日(日) 13:00~15:30
20日(土) 13:00~15:30

主催 夢小屋23(志賀町大笹)
共催 中部臨床宗教師会
運営協力 カフェゼモン水都・おおがき
Cafe de Monk in mie
カフェゼモンなごやか
お問い合わせ chubu.rinsyu@gmail.com

グループが設置され、答申が理事会で承認され、2023年4月に「公共空間を前提とした臨床宗教師の活動について」が公表されました。メディア向けの解説と共に、日本臨床宗教師会のウェブサイトでも誰でも見ることが出来ます。詳しくはこれをご覧くださいとして、ここでは、臨床宗教師の活動と宗教者としての活動の切り分けが求められています。

これを受けてさらに倫理委員会でも討議を重ね、ワーキンググループともすり合わせを図り、理事会の承認を得たものが、今回の「**認定臨床宗教師の倫理 Q & A (各論1 「宗教的ケア」)**」(2023年10月)です。2023年12月に開催された全国倫理委員連絡会議でも紹介しました。臨床宗教師が行うことができる宗教行為を具体的に述べるとともに、注意すべき点をあきらかにしたことで、現場からは、わかりやすく臨床に役立ち実践的であるなどと評価されています。

2024年からは日本臨床宗教師会のフォローアップ研修を皮切りに、各地の倫理講習でこれを取り上げ、均霑化を進めているところです。

今回はこのニュースレター第15号で紹介しますので、会員皆さまの実践の参考になさってください。

なお、9月には今年度の全国倫理委員連絡会議を開催し、倫理委員会の審査にかかわる内規等を共有していく予定です。

日本臨床宗教師会（郵送先）

〒980-8576

仙台市青葉区川内2-7-1

東北大学大学院文学研究科

死生学・実践宗教学専攻分野気付

FAX: 022-795-3831

Email:

sicj@g-mail.tohoku-university.jp

URL: <http://sicj.or.jp>

2023年10月

認定臨床宗教師の倫理 Q & A (各論1 「宗教的ケア」)

日本臨床宗教師会倫理委員会

「宗教的ケア」の実際

認定臨床宗教師は、公共空間で活動する宗教者です。

そのため臨床宗教師による「布教伝道」は禁止(倫理綱領・倫理規約)され、誤解される行為についても控えるよう求められています。

現場でケア対象者から宗教的ケアが求められた時、臨床宗教師に許される「宗教的ケア」の実際について、倫理委員会に質問が多く寄せられましたので、これを例示したいと思います。

1. ケア対象者の自発的な依頼によって、「祈り(念ずる)」や「唱えごと」を提供することができます。ただし関係者の事前の許可を得るなど十分な配慮が必要です。

【解説】ケア対象者から求められ、宗教者が「それをするのにふさわしい」(倫理綱領)と判断した場合、以下の配慮のもとに宗教的なケアが可能です。

本人の希望・同意はもちろんのこと、在宅患者の場合などは家族の同意、入院患者の場合などは、主治医・看護師(管理者・担当)など医療者・関係者(施設責任者など)のあらかじめの許可も必要です。

また入院患者の場合、大部屋での提供は控えるなど、布教伝道と取られないよう「周囲に対する配慮」(倫理綱領)もかかせません。

2. 宗教的物品の配布は、布教伝道と取られないよう、ケア対象者の自発的な依頼に基づき、関係者の許可を得て行うことができます。ただし無償とします。

【解説】倫理綱領では宗教的物品は、「聖典・冊子・パンフレット等」と例示されていますが、「布教伝道」と取られやすいので特に注意が必要です。本人の自発的な依頼にとどまらず、家族や医療者など関係者の同意・許可が不可欠です。数珠やお守りなども同様に慎重に対応しましょう。無償とするのは、営利活動とみなされるおそれがあるからです。

3. 「宗教的话题」については、ケア対象者から自発的に具体的な依頼があった場合のみ、布教伝道にならないよう限定的に行います。事前または事後に、関係者の許可または報告は欠かせません。

【解説】倫理綱領では、ケア対象者の「信念・信仰・価値観」を尊重し、ケア提供者の信仰を押し付けず、アドバイスや指導をしないとされています。また「布教伝道」をしないことも繰返し述べられています(倫理綱領・規約)。ケア対象者から「〇〇教の教えについて教えてほしい」、「△△さん(臨床宗教師)の信仰について聞かせてほしい」などと依頼があった場合にのみ、端的に短い時間で答えるようにしましょう。あくまで相手の信念・信仰を尊重し、「説教」「法話」にならないよう注意しましょう。

なお、布教伝道や、営利活動とみなされるため、自らの宗教施設等への勧誘は認められません。自己紹介については、包括的な名称(仏教・キリスト教・神道・天理教・金光教など)は可ですが、自らの宗教施設等の紹介はできません。

4. 在宅患者等への訪問時に、本人および家族等の許可を得て、仏壇や祭壇に挨拶をすることはできません。宗教者としての礼儀の範囲とし、読経などは行いません。

【解説】社会的慣習として許される範囲にとどめましょう。また在宅対象者の訪問は、さまざまなハラスメントやトラブルの発生を予防するため、なるべく一対一にならないよう注意しましょう。

5. 臨床宗教師は、所属する臨床宗教師会等を通すことで活動に対する実費程度の費用弁済が認められます。

【解説】臨床宗教師は、ケア対象者から直接、報酬や寄附(布施等)を受け取りません。しかし、所属する臨床宗教師会等から費用弁済を受けることができます。臨床宗教師会等は、ケア対象者から自発的・常識的な金額の寄附を受けることができます。寄附を受ける場合、ケア対象者の家族など関係者の理解を得るとともに、ケア対象者にとって無理のない範囲にとどめましょう。